

福井市介護者のつどい事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅で介護する者同士が交流する場を設け、介護者相互の意見交換や介護の方法、健康に関する情報を共有することにより、介護者の日頃の悩みや介護疲れの解消を図り、介護者を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護者」とは、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者を在宅で介護する者をいう。

(事業の運営)

第3条 市は、この事業を運営するにあたり、介護に精通し事業の遂行に適当な事業所を選定し、この事業を委託して行うものとする。

(実施場所)

第4条 前条の規定により、この事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、介護者の利便等を考慮した場所を利用して実施するものとする。

(対象者)

第5条 この事業に参加できる者は、市内に住所を有し、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 介護者
- (2) 介護に興味のある者
- (3) その他、市長が必要と認める者

(事業内容)

第6条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 講演会、講習会
- (2) 介護や福祉に関する相談、健康相談
- (3) 介護や福祉に関する情報提供
- (4) 介護経験者との意見交換
- (5) その他必要な事業

(関係機関との連携)

第7条 受託者は、事業の運営にあたり、保健・医療・福祉の関係機関や団体に協力を依頼し、円滑に事業を推進するものとする。

(安全の確保)

第8条 この事業の安全を確保するため、ボランティア行事用保険に加入することとする。

(報告)

第9条 受託者は、事業終了後、速やかに事業報告書を作成し、市長へ報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。